

令和2年12月 農業委員会議事録

開催日：令和2年12月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和2年12月25日（水）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 保 夫	出	8	浅 子 栄	出
2	高 橋 政太郎	出	9	坂 卷 秀 雄	出
3	田 口 勲	出	10	藤 井 光 昭	出
4	三ツ木 宗 一	出	11	高 橋 重 雄	出
5	宇田川 道 代	出	12	金 子 繁 雄	出
6	渋谷 喜代治	出	13	荻 島 元 治	出
7	吉 田 佳 子	出	14	輿 石 大 介	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	欠 員		8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	大 貫 利 一	出	10	小 川 浩 明	出
4	内 野 佐 苗	出	11	大 熊 敏 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 事 辻 敬 済

(説明員) 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第6号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時58分

9. 会議の内容

局 長

定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

会議の前に議案書の訂正がございますので、ご連絡いたします。

議案書の4ページを開いていただきたいと思います。よろしいですか。第3号議案の10番でございますが、こちらにつきましては、取下げの申請がございましたので、欠番といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

おはようございます。ご苦労さまです。

会 長

今年も1週間を切るような状態になりました。1年間コロナで始まり、コロナで終わるようなことで、ほとんどの行事がみんなできませんでした。市のほうも大分財政が厳しいということで、年明けになれば来年度についての予算の関係でいろいろ縮小とか、そういうことが入ってくるのかなと思っております。

農業関係につきましては、市の補助金は、今回イベント等できなかったものは返金をするというので、来年はそのままお金が今年度と同じような補助金は出すような話があったのですが、急に話が変わりまして、実際どうなるか分かりませんが、一律2割カットとか、そんな話も今ちらほら出てきていますので、農業関係だけではありませんけれども、いろんなところの今まで市から出ていた補助金等々が減ってくると思われます。

活動に関しましては、コロナが収束すれば、今までどおり事業はやるのだと思いますが、いつ収束するかも分かりませんが、このところへ来て毎日のように曜日で一番だとか、昨日は東京で最高の888人という数字が出ました。埼玉でも260人を超えるという、そういう事例、

結構越谷でも出ております。

農産物価格もかなり低迷していたようでしたが、雪で収穫ができな
いということで多少上がってきました。マルシェも一時安値のときに
は、お客さんが離れて安いスーパー等へ大分流れたということで、売
上げが減ったと聞きましたが、このところ急に上がってきたので、
また年末には戻ってくるのかなと。周りが安いと、やはり安いほうへ
行って、新鮮さだけではなかなか売れないのかなと。結構売上げが伸
びてきていたのですけれども、今年のコロナの関係でだか、野菜が安
かったのも、大分低迷した時期もあったらしいのですが、これからも
う幾日もありませんが、体に気をつけていただいて、インフルエンザ、
コロナにかからないように気をつけていただいて新春を迎えていただ
ければいいかなと思っております。

言葉整いませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお
願いします。

局 長

ありがとうございました。

出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成
立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、
金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づ
き、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私か
ら、11番の高橋委員、1番の山崎委員を指名いたします。よろしくお
願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可、1番につきま
しては、議事参与規定のある案件でございます。農業委員会等に関す
る法律第31条第1項の規定により、●●委員は退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時00分)

		(6 番 ●●委員退室：午前10時00分)
		(再開時刻：午前10時01分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の1ページを御覧ください。
		第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について説明いたします。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万5,803平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計6名です。
		本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員4番の内野委員よりお願いいたします。
4番推進委員 (内野委員)		1番の件について補足説明いたします。
		12月14日に現地を確認しております。申請地の農地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状態、通作距離、農業従事者、所有する農機具等については問題ないと判断いたします。
		以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長	[挙手全員] 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時03分)
	(6番 ●●委員入室：午前10時03分) (再開時刻：午前10時04分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 引き続き、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての2番及び3番について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の1ページを御覧ください。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての2番及び3番について説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は9,240平方メートルです。通作距離は1.21キロメートル、農機具は完備しています。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。 続きまして、3番の内容ですが、申請理由は贈与です。経営面積は5,168平方メートルです。通作距離は6.6キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計3名です。 以上2件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。 事務局からは以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、2番について推進委員5番の岡安委員、3番について推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。
5 番推進委員 (岡安委員)	それでは、2番について、岡安委員、お願いいたします。 2番の件について補足説明いたします。 12月15日に現地を確認しております。申請地の農地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有す

議長

13番推進委員
(原田委員)

議長

全員
議長

議長

統括主幹

る農機具等からも要件を満たしていると判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

3番について、原田委員、お願いいたします。

3番の件について補足説明します。

12月14日に現地を確認しております。申請地の農地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局の説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、平成31年に相続により取得し、耕作はしていませんが、草刈り等の管理を行っております。このたび、近隣住民の方々から駐車場として貸してほしいとの強い申出があり、困っている方々に協力できればと思い申請に及んだものです。

議 長

1 1 番 委 員
(高橋 (重) 委員)

議 長

全 員
議 長

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、このたび、近隣の会社2社より駐車場として貸してほしいとの申出があり、申請地は借手2社の中間地点で、困っている方に協力できればと思い申請に及んだものです。

以上2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を11番の高橋委員よりお願いいたします。

1番の件と2番の件についてご報告いたします。

1番の件について報告します。12月16日に確認しております。申請地は1筆、現況は畑、転用目的は駐車場です。東側水路に接する部分はコンクリートブロックを設置し、出入口部分を除いて西側は既に土留めが設置されています。南側及び北側はそれぞれ雑種地に接しており、高低差もなく、特に南側に既にフェンスが設置されており、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

2番の件について報告します。12月16日に現地を確認しております。申請地は1筆で、現況は畑、転用目的は駐車場です。西側出入口部分と北側の農地に接する部分を除き、周囲には既にコンクリートブロックが設置されており、北側の農地に接する部分はコンクリートブロックを新設しますので、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

議

長

ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、目的は農地改良です。借入は貸人から、申請地は軟弱の土地で水はけが悪いため、畑に転換して野菜を作りたいとの要請を受け、道路面より30センチ高く盛土するものです。

なお、越谷市から令和2年11月25日付で、農用地利用計画に適合している証明書が発行されております。

本件の農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定、農地法施行令第11条第1項第1号イに該当し、農地改良の盛土による一時転用で、工事が完了後は貸人に引き渡し、引き続き農地として耕作することから、営農の継続性があるものと考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は一時転用です。転用理由といたしまして、借人は携帯電話用無線基地局鉄塔の解体工事を請け負い、解体工事に必要な重機及び解体した鉄骨等を一時的に保管する場所が必要なための、一時転用の申請です。工事終了後は現況を田んぼに復元し、貸人へ返却するものです。

なお、越谷市から令和2年11月9日付で、農用地利用計画に適合している証明書が発行されております。

本件の農地区分は農用地ですが、不許可の例外規定、農地法施行令

議

長

いたしまして、譲受人は現在母が所有する住宅で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから約200メートルの距離にあり、将来母親の介護が必要な際にもすぐに駆けつけることができることや、また兄弟で●●●●にある保育園に勤務しており、通勤も今までどおりであることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番については私から、2番及び3番について2番の高橋委員、4番から7番について11番の高橋委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、私から説明いたします。

1番の件について報告いたします。

12月14日に現地を確認しております。申請地は田で、転用目的は農地改良で、被害防除対策として境界より1.1メートル下がり、のり面処理することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番及び3番について、2番の高橋委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

(高橋 (政) 委員)

2番の件について、12月17日に現地を確認しております。申請地は現状は田で、転用目的は携帯電話用基地局鉄塔撤去に伴う一時転用です。被害防除対策として、東側出入口を除き周囲にガードフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。

以上、報告します。

3番の件について、12月17日に現地を確認しております。申請地の現状は畑で、転用目的は車両置場です。被害防除対策として、隣地の

議 長

1 1 番 委 員

(高橋 (重) 委員)

雑種地を含み西側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないものと判断いたします。

2 番、3 番について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

4 番から 7 番について、11 番の高橋委員よりお願いいたします。

4 番の件について報告します。

12 月 16 日に現地を確認しております。申請地は現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

5 番の件について報告します。12 月 16 日に現地を確認しております。申請地は 1 筆、現況は畑、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲には既にコンクリートブロックフェンスを設置していることから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

6 番の件について報告します。12 月 16 日に現地を確認しております。申請地は 1 筆、現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲は既にコンクリートブロック及びフェンスが設置されており、隣地へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

7 番の件について報告します。12 月 16 日に現地を確認しております。申請地は 1 筆、現況は田、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地への被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

4、5、6、7 番、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

ありがとうございました。

議 長

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

全
議

員
長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から16番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページ及び5ページをご覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から16番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

引き続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は11月に婚姻し、現在はお互いの実家で生活しておりますが、先々ことを考え、実家の近くに戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家に近いことから、将来親の介護を踏まえ、お互い助け合いながら生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成23年より市内に本店を置き、主に建設解体業を営む法人です。業務開始が都内であり、必要な資材置場は同業者等にお願ひし間借りをしておりましたが、中規模建物の解体に際しては基礎杭等を撤去した後に速やかに埋め戻しが必要となり、埋め戻しに使用する砕石や土等の資材を置く場所が必要になり、土地を探していたところ、申請地は東埼玉道路にアクセスがよく、前面道路も広く、計画したところ、権利者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在夫の勤務している会社が賃貸している住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は南越谷駅にも徒歩10分程度で近く、夫がさいたま市に勤務しているため通勤にも便利で、おばが●●●に居住しており、子育ての支援やお互い助け合いながら生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の1LDK賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は新越谷・南越谷駅まで徒歩10分と近く、また両親が●●●に居住しており、将来両親の介護等が必要な際にも車で10分と近い距離にあり、お互い安心して生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅で夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え、自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は南越谷駅に徒歩で10分程度の距離にあり、●●に勤務しているため、乗換えがなく直通で通勤ができる利便性や、また妻の両親が●●●●に居住しており、将来両親の介護が必要な際にも車で30分程度で行ける距離であることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は市外の賃貸マンションに夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は駅にも近く通勤の便がよく、また夫の両親が居住する●●●にも近く、子供が小さいため子育ての支援やお互い助け合いながら生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

議長

4 番 委 員
(三ツ木委員)

議長

ありがとうございました。

6 番 委 員
(渋谷 委員)

9 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

9 番の件について報告します。

12月16日に現地を確認しており、現況は畑、転用目的は資材置場です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで区画することから、周囲への被害はないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

11番から15番について、田口委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(田 口 委員)

それでは、11番から15番の件につきまして、隣接しておりますので、まとめて報告をいたします。

12月15日に現地を確認いたしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。対象地は全て出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにより区画し被害防除とすることから、隣地への影響はないと判断いたします。

以上、一括して報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

16番について、藤井委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員
(藤 井 委員)

16番の件について報告いたします。

12月16日に現地を確認しており、現況は畑、転用目的は住宅です。北側は既存でブロックが設置されており、そのほかの周囲はコンクリートブロック等で区画することから、周囲への被害はないと判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関連して質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議長

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が12筆で、面積は8,085平方メートル、平成29年12月23日から令和2年12月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数は6筆で、面積は3,745平方メートル、平成30年2月21日から令和2年12月25日までの証明です。

次に、3番の内容ですが、筆数は2筆で、面積は858.04平方メートル、平成29年12月23日から令和2年12月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員6番の関根委員、2番について推進委員11番の大熊委員、3番について推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、関根委員、お願いいたします。

6番推進委員
(関根委員)

それでは、1番についてご報告いたします。

12月15日に現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、特例適用農地、12筆については、全て適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

2番について、大熊委員よりお願いいたします。

11番推進委員
(大熊委員)

2番について報告します。

12月10日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適

議 長

用農地6筆は適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

ありがとうございました。

8 番推進委員
(飯高委員)

3 番について、飯高委員よりお願いいたします。

3 番について報告いたします。

12月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、納税猶予に係る特例適用農地2筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。

議案書の8ページから11ページを御覧ください。

第5号議案 相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてご説明いたします。

本件は、越谷税務署長より、租税特別措置法の規定による相続税の猶予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。

番号、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が35筆で面積は1万9,136平方メ

		ートルです。
		次に、2番の内容ですが、筆数が6筆で、面積は2,888平方メートルです。
		次に、3番の内容ですが、筆数が8筆で、面積は5,704.43平方メートルです。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員3番の大貫委員、3番について推進委員8番の飯高委員よりお願いいたします。
		それでは、1番及び2番について、大貫委員よりお願いいたします。
3番推進委員		1番、2番について併せて報告します。
(大貫委員)		12月16日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地、1番、35筆及び2番、6筆は適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。
		ご審議のほどよろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございました。
		3番について、飯高委員よりお願いいたします。
8番推進委員		3番について報告いたします。
(飯高委員)		12月14日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地8筆は適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕

議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。
統 括 主 幹	続きまして、第6号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について、事務局から説明願います。 議案書の12ページを御覧ください。 第6号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について説明いたします。 令和3年4月26日任期満了に伴い、令和2年9月17日から令和2年10月16日までの期間において、推進委員候補者の推薦・募集を行いましたところ、定数13人に対して13人の申込みがありました。募集状況の詳細につきましては、お手元の資料のとおりです。 「越谷市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱手続きに関する要綱」第7条により、推進委員候補者の選考方法については総会等で決定すると規定されていることから、議案として上程させていただきました。 内容といたしまして、「いつ、誰が、どのように」候補者の選考するのかをご審議いただくものです。 また、推進委員候補者の決定につきましては、本議案で決まりました方法により、非公開で別途選考いただくこととなります。 事務局からは以上です。
議 長	議長ただいまの説明に関して、推進委員候補者の選考方法についてご意見のある方はおりますか。
3 番 委 員 (田口委員)	田口委員。 推進委員の業務は、担当区域の現場活動が中心となり、推進委員に求められる地域の農家事情に精通している方かどうかは、やはり同じ地元の農業委員の皆様がよくご存じだと思います。また、法律にも推進委員は農業委員会が委嘱すると規定されていることから、ここに出席されている農業委員全員で協議し、申請書に記載された内容やこれまでの活動実績などから、推進委員候補者を選考する方法がいかと思います。

議
全
議

長
員
長

いつ決めるかにつきましては、この議案の後、決めるということ
いかがでしょうか。

ほかに意見はありませんか。

なし。

ほかに意見はないとのことですので、採決を行います。

本議案の後に、現在出席している農業委員全員で協議して、推進委
員候補者を選考する方法に賛成の方、挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、本議案の後に、農業委員全員で協議
して推進委員候補者を選考する方法に決定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(休憩時刻：午前10時45分)

(再開時刻：午前10時57分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の13ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の
規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容
につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7
号の規定による届出の受理について、7件の届出がありました。届出
内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類等も含め完備し
ておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を
交付いたしました。

報告事項は以上です。

議

長

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、1月25日、月曜日、
午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議

をいただき、誠にありがとうございました。
(閉会時刻：午前10時58分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月25日

議 長

署名委員

署名委員